



山形県公報

平成20年6月20日(金)
第1952号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                 |                  |     |
|---------------------------------|------------------|-----|
| 県議会定例会の招集.....                  | (財政課)...         | 887 |
| 救急病院の告示.....                    | (健康福祉企画課)...     | 888 |
| 国土調査の成果の認証.....                 | (農村計画課)...       | 同   |
| 同.....                          | (同)...           | 同   |
| 同.....                          | (同)...           | 同   |
| 同.....                          | (同)...           | 889 |
| 同.....                          | (同)...           | 同   |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....             | (庄内総合支庁農村計画課)... | 同   |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....             | (同)...           | 890 |
| 民有保安林の指定の解除.....                | (森林課)...         | 891 |
| 山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日..... | (村山総合支庁建設総務課)... | 同   |
| 二級建築士の免許の取消し.....               | (建築住宅課)...       | 同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....              | (村山総合支庁建築課)...   | 同   |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 山形県教育委員会6月定例会の招集..... | 892 |
|-----------------------|-----|

### 公 告

|                            |              |     |
|----------------------------|--------------|-----|
| 鳥獣保護区特別保護地区指定の予定.....      | (みどり自然課)...  | 同   |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....         | (商業経済交流課)... | 893 |
| 同.....                     | (同)...       | 894 |
| 大規模小売店舗の廃止の届出.....         | (同)...       | 895 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....         | (同)...       | 896 |
| 平成21年度山形県立農業大学校入校者の募集..... | (農政企画課)...   | 同   |
| 一般競争入札の公告.....             | (出納局)...     | 897 |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第584号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成20年6月30日山形市に招集する。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第585号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称           | 所 在 地            | 認 定 期 間                      |
|---------------|------------------|------------------------------|
| 公 立 高 畠 病 院   | 東置賜郡高畠町大字高畠386番地 | 平成20年6月28日から<br>平成23年6月27日まで |
| 新 庄 徳 洲 会 病 院 | 新庄市大字鳥越字駒場4623   | 平成20年7月13日から<br>平成23年7月12日まで |

## 山形県告示第586号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成20年3月21日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字船町及び大字向新田の各一部
- 5 認証年月日  
平成20年6月11日

## 山形県告示第587号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成20年3月21日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字津金沢の一部
- 5 認証年月日  
平成20年6月11日

## 山形県告示第588号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
東根市
- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成20年1月28日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
東根市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字長瀬の一部
- 5 認証年月日  
平成20年6月11日

山形県告示第589号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
大江町
- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成20年3月18日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大江町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字沢口及び大字柳川の各一部
- 5 認証年月日  
平成20年6月11日

山形県告示第590号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
大石田町
- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成20年2月13日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大石田町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字横山の一部
- 5 認証年月日  
平成20年6月11日

山形県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、笹川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所               |
|----------|-----------|-------------------|
| 理 事      | 村 上 誠     | 鶴岡市羽黒町野荒町字北田11番地1 |
| 同        | 佐 藤 岩 太 郎 | 同 蛸井興屋字大槻東78番地    |

|     |         |   |                 |
|-----|---------|---|-----------------|
| 同   | 上 林 均   | 同 | 蛸井興屋字水尻18番地     |
| 同   | 相 澤 芳 朗 | 同 | 羽黒町川行字川原18番地 1  |
| 同   | 丸 山 計 治 | 同 | 羽黒町荒川字花沢172番地   |
| 同   | 高 山 龍 弘 | 同 | 無音字沼田107番地      |
| 同   | 齋 藤 源 一 | 同 | 羽黒町大口字宮ノ下32番地 1 |
| 監 事 | 加 藤 忠 志 | 同 | 羽黒町荒川字荒泉橋15番地   |
| 同   | 丸 山 英 一 | 同 | 羽黒町荒川字堤下116番地   |
| 同   | 成 澤 仁   | 同 | 大川渡字中谷地13番地     |

## 山形県告示第592号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、笹川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                |
|----------|-----------|--------------------|
| 理 事      | 村 上 誠     | 鶴岡市羽黒町野荒町字北田11番地 1 |
| 同        | 原 田 藤 四 郎 | 同 藤島関根字西田37番地      |
| 同        | 五 十 嵐 均   | 同 羽黒町川行字川原15番地     |
| 同        | 齋 藤 源 一   | 同 羽黒町大口字宮ノ下32番地 1  |
| 同        | 高 橋 和 夫   | 同 東堀越字桔梗出 8 番地     |
| 同        | 佐 藤 吉 紀   | 同 川尻字蔵ノ下24番地       |
| 同        | 丸 山 計 治   | 同 羽黒町荒川字花沢172番地    |
| 監 事      | 成 澤 仁     | 同 大川渡字中谷地13番地      |
| 同        | 岡 部 市 太 郎 | 同 羽黒町染興屋字川原15番地    |
| 同        | 本 間 薫     | 同 羽黒町川代字中川代156番地   |

## 山形県告示第593号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
長井市平野字北脇ノ沢4164 - 5・4164 - 8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 保安林解除の理由  
ダム用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第594号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使用時間          | 休業日                        |
|-----------|---------------|----------------------------|
| 屋外プール     | 午前10時から午後6時まで | 7月の第3土曜日から8月の第4日曜日までの日以外の日 |

- 2 適用期間

平成20年7月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第595号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成20年6月13日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
佐藤栄索 第6040号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため。

## 山形県告示第596号

次の開発行為は、完了した。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年4月21日 指令村総建第5002号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字東根元東根字一本木6050番、6051番、6051番1、6052番、6054番、6055番、6055番1、6056番、6056番1、6057番、6058番、6059番1、6060番、6062番、6050番先
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
宮城県名取市下余田字中荷672番地の1  
センコン物流株式会社

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第9号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

平成20年6月20日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

- 1 招集の日時 平成20年6月24日（火）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 平成21年度山形県立高等学校の入学者募集について
  - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
  - (3) 山形県立博物館協議会委員の委嘱について
  - (4) 山形県文化財保護審議会委員及び臨時委員の委嘱について
  - (5) 山形県スポーツ振興審議会委員の解任及び任命について

### 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成20年7月3日まで縦覧に供する。

平成20年6月20日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 名 称 蔵王鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおりに
- 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

- (1) 特別保護地区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- (2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、蔵王国立公園内に位置し、昆虫類やブナ、ナナカマド、ミズナラなどの樹木が豊富な地域である。このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映して、ニホンカモシカ、ヤマガラをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に、現在特別保護地区に指定している、宮城県との県境に接した仙人沢から、標高1,500メートル以上の蔵王連邦の主峰熊野岳を含む高山地帯までの地域は、標高が高くなるにつれブナ・ミズナラ群落、アオモリトドマツ・ダケカンバ群落、高山性低木林帯へと変化に富んだ自然が多く残されており、高山性鳥獣のほとんどが生息している地域で、国内希少猛禽類のイヌワシの飛翔も確認されている。また、地域内のブナの天然林が残されている坊平高原の仙人沢は、県が野鳥の森として指定し、野鳥愛護の普及啓発の場として重要な位置づけをしており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、開発等を制限して積極的に保護を図るため、引き続き特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

- (3) 管理方針

ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響や、違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、関係市、関係機関及び地域住民等と連携した普及啓発活動に取り組む。

- 5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の受付期間

平成20年6月20日から同年7月3日まで

## (2) 意見書の提出先

文化環境部みどり自然課又は村山総合支庁保健福祉環境部環境課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成20年10月20日まで縦覧に供する。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

藤島ショッピングセンター

鶴岡市藤浪五丁目1番1

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

| 名 称               | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-------------------|----------------------|---------|
| 協 同 リ ー ス 株 式 会 社 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番17号 | 柳 井 邦 宏 |
| 株 式 会 社 ジ ョ イ     | 山形市あこや町二丁目1番30号      | 阿 部 恵   |

（変更後）

| 名 称               | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-------------------|----------------------|---------|
| 協 同 リ ー ス 株 式 会 社 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番17号 | 森 戸 慎 也 |
| 株 式 会 社 ジ ョ イ     | 山形市あこや町二丁目1番30号      | 阿 部 恵   |

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

| 氏名又は名称        | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号   | 反 田 悦 生 |
| 鈴 木 静 子       | 鶴岡市藤島字古楯跡49番地        |         |
| 小 林 久 治       | 東田川郡三川町大字横山字袖東2番地の18 |         |
| ジャスフォート株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地    | 本 田 進   |
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 東根市神町中央二丁目2番6号       | 小 関 充   |

（変更後）

| 氏名又は名称        | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号   | 勝 浦 二 郎 |
| 小 林 久 治       | 東田川郡三川町大字横山字袖東2番地の18 |         |
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市あこや町二丁目1番30号      | 阿 部 恵   |

## 3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成18年6月28日
- (2) 2の(2)に掲げる事項
- イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成20年5月14日
- ロ 鈴木静子に係るもの 平成17年10月30日
- ハ ジャスフォート株式会社に係るもの 平成19年8月31日
- ニ 株式会社ジョイに係るもの
- (イ) 代表者の氏名に係るもの 平成17年1月1日
- (ロ) 住所に係るもの 平成17年6月2日

## 4 届出年月日

平成20年5月26日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年10月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成20年10月20日まで縦覧に供する。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

藤島ショッピングセンター  
鶴岡市藤浪五丁目1番1

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

協同リース株式会社 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番17号  
代表取締役 森戸 慎也  
株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号  
代表取締役 阿部 恵

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻



## (変更前)

| 小売業を行う者           | 開店時刻    | 閉店時刻    | 備考                              |
|-------------------|---------|---------|---------------------------------|
| 株式会社ジョイ           | 午前9時30分 | 午後8時    |                                 |
| マックスバリュ<br>東北株式会社 | 午前9時    | 翌日の午前0時 | 年間5日は午前6時30分開店、<br>年間30日は午前8時開店 |
| 小林久治              | 午前9時    | 午後10時   |                                 |

## (変更後)

| 小売業を行う者           | 開店時刻 | 閉店時刻    | 備考                              |
|-------------------|------|---------|---------------------------------|
| 株式会社ジョイ           | 午前7時 | 午後10時   | 年間60日は午前6時開店                    |
| マックスバリュ<br>東北株式会社 | 午前9時 | 翌日の午前0時 | 年間5日は午前6時30分開店、<br>年間30日は午前8時開店 |
| 小林久治              | 午前9時 | 午後10時   |                                 |

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで、年間30日は午前7時30分から翌日の午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間60日は午前5時30分から翌日の午前0時30分まで

## (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後9時まで

(変更後) 終日

## 4 変更年月日

平成20年5月28日

## 5 届出年月日

平成20年5月26日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年10月20日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成20年6月20日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 届出者の名称及び住所

破産者 株式会社千恵企画

破産管財人弁護士 浜田 敏

破産管財人弁護士 伊藤 陽介

山形市七日町一丁目4番18号トラッドセブン3E 浜田敏法律事務所

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
天童ショッピングビル  
天童市鎌田一丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成18年10月24日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成20年10月20日まで縦覧に供する。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ東根店  
東根市大字蟹沢字大道東2082
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号  
代表取締役 井上 元延
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
（変更前）

| 名 称           | 所 在 地           |
|---------------|-----------------|
| スーパーデンコードー東根店 | 東根市大字蟹沢字大通東2082 |

（変更後）

| 名 称       | 所 在 地           |
|-----------|-----------------|
| ケーズデンキ東根店 | 東根市大字蟹沢字大道東2082 |

- 4 変更年月日  
平成20年3月6日
- 5 届出年月日  
平成20年6月6日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年10月20日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

平成21年度山形県立農業大学校の入校者を次のとおり募集する。

平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集人員  
50名

## 2 応募資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（平成21年3月に卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等の学力を有すると知事が認めた者

## 3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農業大学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）

- (1) 推薦入校 平成20年10月10日（金）から同月24日（金）まで
- (2) 一般入校（前期） 平成20年11月17日（月）から同年12月1日（月）まで  
（後期） 平成21年1月30日（金）から同年2月13日（金）まで

## 4 選考試験

## (1) 推薦入校

- イ 期 日 平成20年11月7日（金）
- ロ 場 所 山形県立農業大学校
- ハ 試験科目 小論文及び面接

## (2) 一般入校

- イ 期 日 前期：平成20年12月12日（金）  
後期：平成21年2月27日（金）
- ロ 場 所 山形県立農業大学校
- ハ 試験科目 数学、生物、農業科学基礎及び環境科学基礎の4科目の中から選択した1科目、国語総合、小論文並びに面接

## 5 その他

- (1) 山形県立農業大学校への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成21年度山形県立農業大学校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 詳細については、山形県立農業大学校（電話0233(22)1527）、農林水産部農政企画課（電話023(630)2414）又は最寄りの総合支庁産業経済部農業技術普及課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロ・タリ除雪車等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成20年6月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成20年7月31日（木） 午前10時

## 2 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品の名称及び数量

- イ ロ・タリ除雪車 3台
- ロ 除雪グレーダ 4台
- ハ 除雪ド・ザ 4台
- ニ 小型除雪車 5台

## (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

## (3) 納入期限 平成20年11月20日（木）

## (4) 納入場所 入札説明書による。

## (5) 入札方法 (1)のイからニまでごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
  - (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフター・サービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2721
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(1)のイからニまでごとに山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成20年7月17日（木）午前11時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。
  - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
  - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Rotary Snow Remover Quantity : 3  
Snow Removing Motor Grader Quantity : 4  
Snow Removing Wheel Type Loader Quantity : 4  
Compact Snow Remover Quantity : 5
  - (2) Time-limit for tender : 10:00A.M. July 31, 2008
  - (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2721

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号  | ページ | 行     | 誤                                                    | 正                                                                                 |
|------------|-------------|-----|-------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 平成20. 4. 1 | 号外(14)      | 9   | 32    | 第2条中第15号を第16号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。 | 目次中「第49条の2」を「第49条の3」に改める。<br>第2条中第15号を第16号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。 |
| 同          | 同           | 10  | 14    | 第49条の2                                               | 第2章中第49条の2                                                                        |
| 同          | 同           | 同   | 下から16 | 規則                                                   | 訓令                                                                                |
| 同          | 同           | 12  | 下から7  | 第4号                                                  | 第5号                                                                               |
| 同          | 6.13 第1950号 | 869 | 6     | 北村山                                                  | 西村山                                                                               |

平成20年 6 月20日印刷  
平成20年 6 月20日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056